

# ←CASE 紛争と解決のケーススタディ STUDY→

## 社員への損害賠償請求

仕事中に会社の車で物損自己を起こした社員に、その修理代金を翌月の給料から天引きをすると伝えたところ、「納得できない、労働基準監督署に訴える」と言われた。

### 労働者の言い分

- ①事故は仕事中のものであり、確かに不注意だと言われればそのとおりではある。
- ②人損ではなく、物損事故であり、それも重大な事故ではないのに、労働者にその修理代を支払わせることは認められるのか。
- ③支払うにしても一方的に給料から天引きされるのは許されるのか。



### 会社の言い分

- ①駐停車違反のような罰金事件ではなく、本人の不注意による事故であり、気持ちを引き締めてもらうためにも本人に負担させたい。
- ②就業規則には、「従業員が、故意または過失によって会社に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させる」と規定している。

### 社労士からのアドバイス

- ①規定上、修理代を請求すること自体は問題ない。ただし、故意の場合は別として、単なる不注意など過失により損害を生じたケースでは、最高裁判決（S 51・7・8）は、「信義則上、使用者が被った損害額の1/4を限度とすべき。」としている。
- ②また、給料から直接控除することは賃金の全額支給の原則に抵触するおそれがある。

### 最終決着

- ①事故の態様、過失の程度、日頃の勤務態度などを考慮し、請求額は修理代の20%とした。
- ②この会社の場合、労働者代表との間で、「賃金控除に関する協定」を結んでいなかったため、賃金からの直接控除はできず、いったん支払った給与から修理代を別途受け取ることにした。

## チェックポイント

従業員が業務執行に際して第三者に損害を与えた場合には使用者はその第三者に賠償する責任を負いますが、その場合に使用者はその従業員に対してその損害賠償を請求することもできます。

しかし、会社はその従業員によって利益を得ているながら、たまたま従業員が発生させた事故による損失を、その従業員に負担させるのは公平感に欠ける嫌いもあります。特にこの事例の場合は第三者に損害をあたえた場合ではなく、損害も軽微であるならなおさらでしょう。自動車保険に加入するなどして会社の負担を軽減することも考慮すべきでしょう。